

4 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公聴会について

都市計画市素案については、次の場所で縦覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催します。公述される方は公述申出書をご提出ください。

(1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期 間	場 所	縦覧(受付)時間
平成26年3月14日(金)から 平成26年3月28日(金)まで 【土、日、祝日を除く】	横浜市建築局都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル14階	午前8時45分から 午後5時15分まで

※縦覧期間中は、瀬谷区役所及び旭区役所の区政推進課で、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます(午前8時45分から午後5時まで)。また、都市計画課のホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧ください。

※公述申出書の提出は、3月28日(金)必着です。都市計画課へ郵送又は持参で提出してください。

また、都市計画課ホームページから電子申請により、公述申出をすることができます。

(公述申出書は、3月14日(金)から都市計画課、瀬谷区役所及び旭区役所の区政推進課の窓口で配布します。

また都市計画課ホームページからも入手できます。)

※公述を希望する方が10名を超えた場合は抽選を行います。

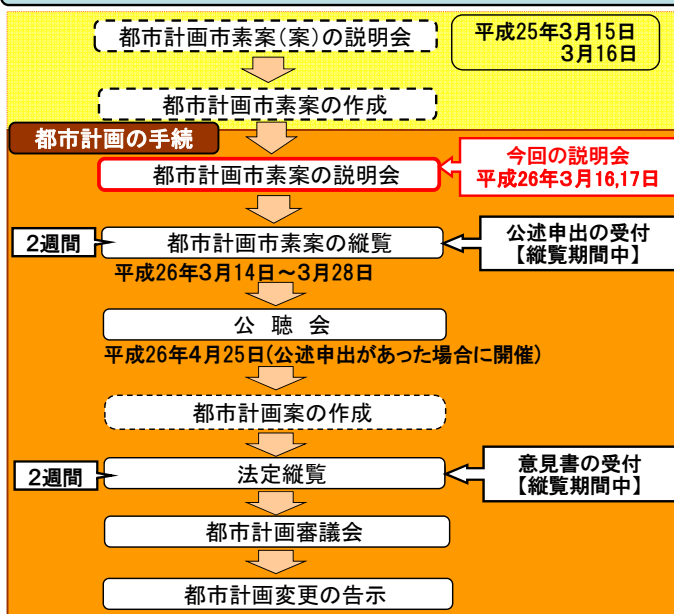
(2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

開催日	時間(予定)	会場
平成26年4月25日(金)	午後7時開始	瀬谷区役所 5階大会議室

※公聴会の開催の有無については、4月1日(火)以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、都市計画課へ直接お問合せください。

※公聴会の傍聴は、事前申込は不要です。直接会場にお越しください。

5 主な手続と流れについて



【お問合せ先】

都市計画手続について

建築局都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町
3-56-1JNビル14階
TEL 045-671-2657
FAX 045-664-7707
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

環状3号線・瀬谷地内線の計画内容について

道路局企画課計画調整担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-2773
FAX 045-651-6527
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/minaoshi/>

三ツ境下草柳線の計画内容について

都市整備局市街地整備推進課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-2720
FAX 045-664-7694
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/seibisuishin/seya/>

横浜市からのお知らせ

平成26年3月



都市計画道路環状3号線・瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します ～

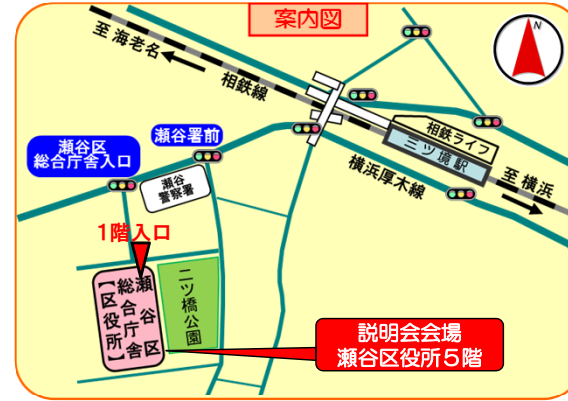
1 説明会の開催について(両日とも説明内容は同じです)

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度から将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、環状3号線及び瀬谷地内線の一部区間の変更を行います。あわせて関連する三ツ境下草柳線の一部区間の変更を行います。

つきましては、変更内容、今後の手続などについて都市計画市素案の説明会を開催します。

開催日	時間(予定)	会場
平成26年3月16日(日)	午前10時～午前11時30分	瀬谷区役所 5階大会議室
平成26年3月17日(月)	午後7時～午後8時30分	瀬谷区役所 5階大会議室



※事前申込は不要です。ご都合の良い日に直接会場にお越しください。

※横浜市からの説明は30～40分程度を予定しています。質疑等の状況により終了時間が早まる場合があります。

※区役所駐車場は、駐車台数に限りがあります。公共交通機関等をご利用ください。

◆1階の入口からお入りいただき、エレベーターで5階までお上がりください(二ツ橋公園側2階の入口はご利用いただけません)。

2 都市計画市素案(案)の説明会における主なご意見と見解

平成25年3月15日、16日に開催しました都市計画市素案(案)の説明会(都市計画変更に向けた説明会)には、両日で約240名の皆様にご参加いただきました。その際、ご参加された皆様からいただきました、主なご意見、ご質問と、それに対する横浜市の見解の一部を紹介します(詳細は道路局企画課のホームページをご覧ください)。

Q: 現在でも二ツ上橋交差点付近で渋滞している。環状3号線が整備されることにより交通量が増加し、更に渋滞が大きくなるのではないかと。

A: ニツ上橋交差点は、信号機の時間調整や二ツ上橋交差点から二ツ上橋交差点の区間に必要な右折レーン長を確保することにより、円滑な交差点の運用ができるよう計画しています。

Q: 瀬谷地内線は、現況の県道瀬谷柏尾を拡幅するように変更したほうがよい。

A: 三ツ境下草柳線でのくい違いは交差点に負荷がかかりやすく、交通の流れが悪くなり、また、県道瀬谷柏尾の踏切における渋滞や事故が課題となります。これらの課題や地形などを考慮し、瀬谷地内線の変更案を策定しました。

Q: 環状3号線の中央分離帯は、すべて設置するのか。

A: 4車線以上の道路については、安全かつ円滑な交通を確保するため、中央分離帯を設置するのが原則です。設置する位置や範囲などの詳細は、事業実施時に決めていきます。

Q: 都市計画道路を整備することによる都市計画線以外の擁壁など工事による影響範囲を教えてください。

A: 事業実施時に詳細な設計を行い、擁壁などの構造物や宅地からの出入りなどの影響範囲を決めていきます。

Q: 整備計画は瀬谷地内線より環状3号線を優先して行うのか。

A: 平成20年度に、環状3号線は第1期の優先整備、瀬谷地内線は未定として着手時期を公表しました。しかし、道路整備に係る予算が年々減少してきたことから、環状3号線など予定した優先整備路線の新規着手ができない状況ですので、今後、新たな事業着手時期や期間の見直しを進めていきます。

この『お知らせ』は、環状3号線・瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線の変更区間の都市計画線からおおむね50mの範囲の地域の皆様と、これらの区間の都市計画区域内に土地を所有している方のうち、土地登記簿上の住所が当該地以外の方(不在土地所有者と考えられる方)にお配りしています。また、関係する地域の皆さまに回覧しています。

3 都市計画変更の概要と理由について

(1) 環状3号線及び瀬谷地内線

		変更前	変更後
3・3・11号環状3号線			
変更内容	起点	磯子区杉田五丁目	磯子区杉田五丁目
	終点	都筑区佐江戸町	都筑区佐江戸町
	延長	約28,170m	約28,280m
	代表幅員	22m	22m
	車線の数	未決定	4車線
3・5・6号瀬谷地内線			
変更内容	起点	瀬谷区宮沢一丁目	瀬谷区二ツ橋町
	終点	瀬谷区東野	瀬谷区東野
	延長	約1,890m	約1,050m
	代表幅員	15m	15m
	車線の数	2車線	2車線

ア 路線の概要

◆環状3号線は、本市の骨格的道路網として位置付けられている「3環状10放射道路及び国道」のうちの1路線です。磯子区杉田五丁目を起点とし、都筑区佐江戸町を終点とする延長約28,170m、代表幅員22mの都市計画道路で、昭和32年に都市計画決定しています。《環状3号線 標準断面図》



◆瀬谷地内線は、瀬谷区宮沢一丁目を起点とし、瀬谷区東野を終点とする延長約1,890m、代表幅員15mの都市計画道路で、昭和32年に都市計画決定しています。《瀬谷地内線 標準断面図》



イ 変更の理由と変更案の考え方

◆環状3号線及び瀬谷地内線は、都市計画道路希望ヶ丘瀬谷線と主要地方道丸子中山茅ヶ崎に挟まれる区間において、狭い間隔で並行して計画されていることから、路線の統廃合や線形の見直しなどにより効率的なネットワークとするため変更します。

今回、この区間において、環状3号線のルートを変更し、瀬谷地内線の一部区間を廃止します。環状3号線のこの区間のルートについては、既存の道路である県道瀬谷柏尾と主要地方道丸子中山茅ヶ崎や、瀬谷地内線の都市計画道路の区域等の既存ストックを最大限活用することで、効率的なネットワークの形成や、新たに都市計画道路の区域となる範囲を極力少なくする計画とします。具体的には、瀬谷区宮沢一丁目から二ツ橋町二ツ上橋交差点までの間は、幅員25m(交差点部は幅員27m)で既存の県道瀬谷柏尾と瀬谷地内線の都市計画区域と重複させるルートとしました。

また、環状3号線の二ツ上橋交差点から旭区界付近までの区間については、現況の道路区域に合わせて幅員22mで既存の主要地方道丸子中山茅ヶ崎と重複するルートとします。

なお、環状3号線と三ツ境下草柳線を接続する機能を有する支線5号線は、既存の接続道路(ランプ)に機能を代替するため廃止します。

◆瀬谷地内線については、二ツ橋町の二ツ上橋交差点から三ツ境下草柳線までの区間において、瀬谷地内線が三ツ境下草柳線との交差点部分で違い違っていることから、十字交差点とするよう瀬谷地内線の位置・区域を変更します。

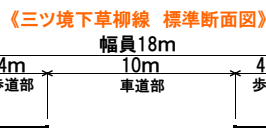
この区間のルートについては、水路や相鉄線との交差という物理的な制約条件をクリアしつつ、既存の道路(県道瀬谷柏尾)と現在の都市計画道路の区域を有効に活用し、新たに都市計画道路の区域となる範囲を極力少なくする計画とし、計画幅員は15m(交差点部は18~22m)とします。また、相鉄線との交差点は、道路を掘削してアンダーパスとするため、都市計画区域は道路構造物をあわせて19m(19~22m)とします。

(2) 三ツ境下草柳線

		変更前	変更後
3・4・14号三ツ境下草柳線			
変更内容	起点 (表示の変更)	旭区東希望ヶ丘241	旭区東希望ヶ丘
	終点 (表示の変更)	瀬谷区瀬谷町 (大和市界)	瀬谷区本郷一丁目 (大和市界)
	延長	約3,840m	約3,840m
	代表幅員	18m	18m
	車線の数	未決定	2車線

ア 路線の概要

◆三ツ境下草柳線は、旭区東希望ヶ丘を起点とし、瀬谷区本郷一丁目の大和市界を終点とする延長約3,840m、代表幅員18mの都市計画道路で、昭和32年に都市計画決定しています。



イ 変更の理由と変更案の考え方

◆三ツ境下草柳線については、三ツ境駅西側から主要地方道丸子中山茅ヶ崎との交差点までの整備済み区間に都市計画区域との不整合があることから、線形を現道にあわせて変更します。

【建築許可について】

都市計画施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可が必要です。

今回の都市計画手続により、新たに都市計画施設(環状3号線、瀬谷地内線、三ツ境下草柳線)に追加された場合には、この許可が必要となります。都市計画施設の区域から除外された場合は、この許可が必要なくなりますが、土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行区域内で建築を行う場合には、この許可が必要です。

変更概要図



説明会会場
瀬谷区役所